

令和 8 年度障害福祉分野における人材確保のための職場改善支援等業務
企画提案に係る仕様書

1 委託業務の名称

令和 8 年度福祉・介護職員等処遇改善加算取得促進事業及び人材確保対策事業

2 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

3 委託業務の目的

障害福祉サービスの質を維持し向上していくためには、障害福祉サービスに従事する職員の確保・定着が喫緊の課題となっている。

本事業では、障害福祉サービス事業所等に対し、賃上げやキャリアアップを目指す仕組みの構築など、福祉・介護職員等処遇改善加算の取得に繋がる支援を行うとともに、ICT 機器を導入し生産性向上を図ることにより職員の負担軽減に向けた業務改善を支援することで、本県における障害福祉サービスの質の向上及びその体制維持を図ることを目的とする。

4 委託業務の対象等

(1) 支援対象

県内で障害福祉サービス等を提供する事業所。ただし、5 (2) については、仙台市内の事業所を除く。

(2) 想定する ICT 機器等

福祉・介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という）の職場環境等要件の「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」において記載されているもののうち、次の表に記載のあるものを対象とする。また、国が実施している障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業の対象となる製品を想定している。

①	介護テクノロジー (介護ロボット)	日常生活支援における「見守り支援」、「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「入浴支援」、「介護業務支援等」のいずれかの場面において使用され、福祉・介護従事者の負担軽減効果があるもの
②	情報端末	タブレット端末、スマートフォン端末等
	職員間の連絡調整の迅速化に資する I C T 機器	インカム、ビジネスチャットツール等

5 業務内容

(1) 相談窓口の設置

イ 受注者は、障害福祉サービス事業所等（以下「事業所」という。）における、従業者の処遇改善等による人材確保、生産性向上等による職場環境改善及び処遇改善加算の取得等による

経営改善など、幅広い相談に対応するための窓口（以下「サポートセンター」という。）を設置すること。

ロ 相談は、電話、電子メールを使用するほか、相談者の求めに応じてオンライン等により行うこと。また、オンラインによるときの接続環境は、受注者が準備すること。

ハ サポートセンターは、平日は常時開設することとし、相談の受付・回答は、原則午前9時から午後6時まで（土・日・祝日・年末年始を除く）とすること。ただし、電子メールによる相談受付は24時間可能とし、相談受付から2営業日以内に相談者に対し回答すること。

ニ 受注者は、委託期間の開始日以降速やかにサポートセンターを開設すること。

ホ 受注者は、障害福祉分野に精通した人員を配置すること。ただし、専任または兼任は問わないものとする。

ヘ 受注者は、処遇改善加算の新規または既已取得している加算区分より上位区分（以下「上位区分」という。）の取得を希望する相談者に対しては、制度理解や取得に向けた助言を行うことに加え、申請書類の作成を支援すること。

ト 提案者は、運営体制や想定される相談内容に対する効果的な対応手法を企画提案すること【提案事項①】。

（２）コンサルティングの実施

イ 支援する事業所は、発注者が選定した15カ所程度（以下「対象事業所」という。）と想定するが、対象事業所数が想定を下回るときは、対象事業所に対する支援を追加する等、契約締結時に発注者と業務委託候補者において協議することとする。

ロ 対象事業所は次に掲げる区分ごとの事業所数を想定している。

（イ）処遇改善加算の要件に基づき処遇や職場環境等の改善を目指す事業所 10カ所程度

（ロ）ICT機器等を導入し業務改善による生産性向上を目指す事業所 5カ所程度

ハ 受注者は、対象事業者に対し、本支援を通じて処遇改善加算の新規または上位区分の取得を促進すること。

ニ 受注者は、対象事業所に対しヒアリングを実施する等、効果的な手法を用いて対象事業所の現状を把握したうえで、課題を抽出・設定し、支援方針を検討すること【提案項目②】。

ホ 受注者は、自社の実績やノウハウを活用し、効果的な手法を用いて5（２）ニに基づき設定した課題に対する改善提案（ICT機器の選定を含む。以下「改善提案等」という。）を検討・導出すること。この時、5（２）ロ（ロ）の対象事業所に対しては、対象事業所の経営状況等を踏まえ、導入が見込める最適なICT機器を選定すること【提案項目③】。

ヘ 受注者は、改善提案等にICT機器の導入を含む場合は、当該ICT機器を活用したときの効果を測ることができる効果検証方法を検討・導出すること。効果検証は、業務量や残業時間等の定量評価と利用者のQOLや従業員の心理的負担の変化等の定性評価を組み合わせ実施できるものであること【提案項目④】。

ト 受注者は、分析結果を踏まえて、対象事業所に対し、改善提案等を行うための資料を作成すること。また、資料の作成にあたっては、対象事業所において改善提案を採用すべきかどうかを判断する上で、分かりやすく、有用な資料となるよう工夫すること。

チ 受注者は、対象事業所が改善提案等を導入できるよう、自社の実績やノウハウを活用し、効果的な支援を行うこと【提案項目⑤】。

リ 対象事業所へのヒアリングや打合せ等については、本業務の目的を達成するために有効な方法（対面またはオンライン等）により、必要と認められる回数を実施すること。

（３）県内事業所への横展開等

イ 発注者は、障害福祉現場における人材確保や生産性向上等に関する協議会を設置する予定である。当該協議会では、本業務を実施することにより得られた事業所の現状、課題及び改善提案内容等を共有し、県内事業所の課題解決に向けた検討を行うこととしていることから、受注者は、発注者と協議した時点での本業務の実施状況等をまとめた資料を作成し、発注者に提供すること。

ロ 受注者は、５（２）の対象事業所における取組や成果について、報告会を開催するなどにより県内事業所への横展開を図ることとし、提案者は、効果的な手法を提案すること【提案項目⑥】。

（４）その他

イ 受注者は、本業務を効果的に実施するために十分な人員及び体制を確保するほか、業務実施に向けた担当者、連絡体制及び具体的なスケジュールを提案すること【提案事項⑦】。

ロ 受注者は、対象事業所に対する支援方針の企画検討、コンサルティングの実施及び県内事業所への横展開を実施するにあたって、発注者と十分な協議を行うこと。

6 成果品

（１）本業務が完了したときは、以下の条件に基づき、業務完了報告書を作成し、令和９年３月３１日（水）までに発注者へ提出すること。

イ 本業務の取組や成果を明示すること。

ロ A4 サイズ、カラー、PDF 形式及び Word 形式で作成すること。

（２）各業務で発注者の指示により作成した資料等（周知及び広報に関する資料、コンサルティングの実施状況に関する資料等）についても、成果品に含むこととする。

7 委託業務の履行場所

宮城県内

8 成果の帰属及び秘密の保持

（１）受注者は、本成果物の著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第２８条までに規定する権利をいう。）を全て発注者に譲渡し、自己の有する著作者人格権は行使しない。

（２）制作物の作成や事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受注者が行うこと。

- (3) 第三者の著作物を利用して作成する場合は、第三者の許諾を得ておくこととし、画像等の著作権・肖像権処理などに関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応し解決するものとする。
- (4) 第三者が権利を有している画像等の二次利用を含め、発注者の判断により、画像等を自由に利用でき、発注者が運営するウェブサイト等への掲載が可能となるような適切な権利処理を受注者において行うこと。また、権利処理に当たって手続きした書類（写し）を提出すること（様式は任意）。
- (5) 受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務の実施により知り得た個人情報の取扱いに関し、別記個人情報取扱特記事項を遵守するものとする。

8 その他

- (1) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定する。
- (2) 自動車を使用する場合は、適切な大きさの車両を使用し、効率的な運行に努めること。
また、駐停車中の不要なアイドリング停止を徹底すること。
- (3) 業務の履行における安全、その他の規律については、関係法令を厳守すること。
- (4) 暴力団等の排除について

イ この契約の履行期間中に宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行（以下「排除要綱」という））別表各号に該当すると認められるときは、契約を解除することがある。

ロ 受注者は、排除要綱別表各号に該当し、本県から指名停止措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱別表各号に該当すると認められたときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

ハ 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託させた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、必要に応じて、業務期間の調整、業務期間の延長等の措置を講じる。

- (5) 業務の打ち合わせは、業務着手前、業務実施中で主要業務の区切りの時、業務完了時に行うほか、発注者または受注者が必要があると認めた時に、発注者と受注者が協議の上、行うものとする。ただし、業務の遂行上疑義が生じた場合は、必要に応じて打ち合わせを行うものとする。また、打ち合わせの都度、記録簿を作成し、業務の遂行に支障を生じないよう発注者の確認を得るものとする。